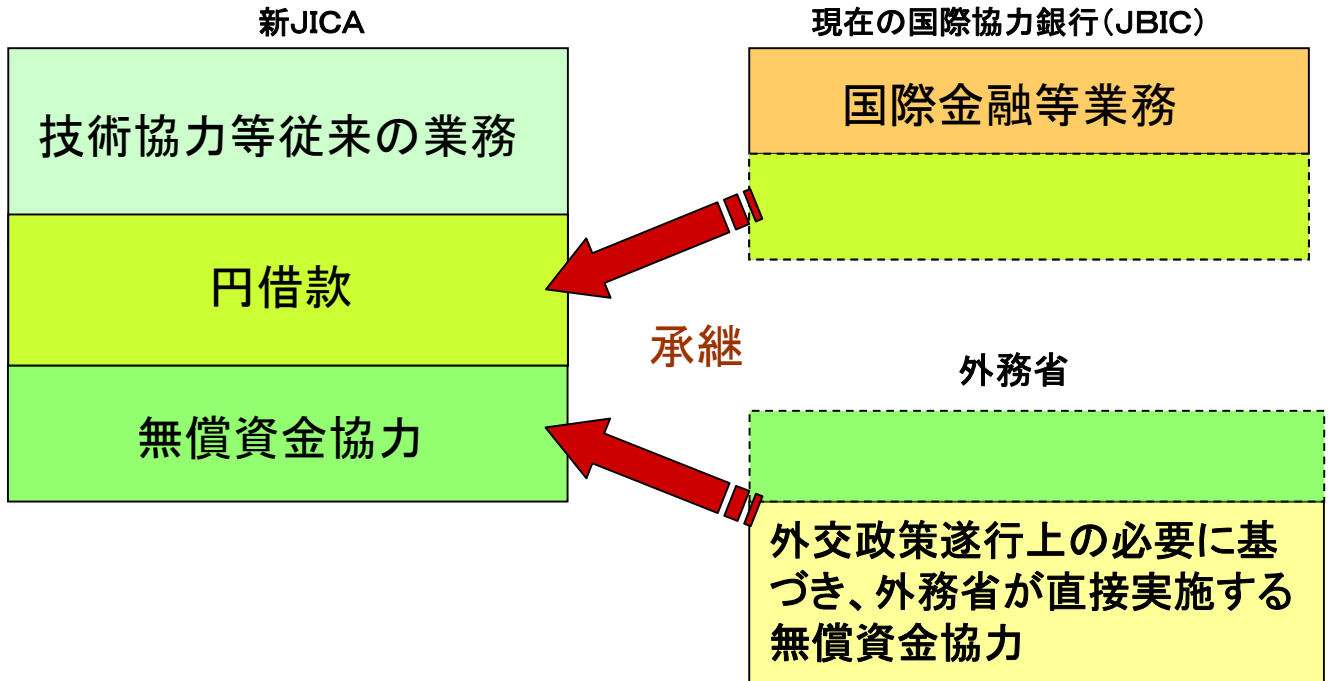


JICA法改正の主要点

平成18年11月
外務省国際協力局



1. 海外経済協力業務(円借款業務等)の承継

- 円借款業務と他の業務(技協、無償等)との勘定は区分し、円借款勘定については

国会議決予算制度等、現行JBICの制度と同様の制度を維持。

- 実際に承継が行われる日は、新政策金融機関の発足日(平成20年10月予定)を想定。

2. 無償資金協力の承継

- 新JICAが無償資金協力の実施を承継する。(機動的な実施等外交政策の遂行上の必要に基づき外務省が引き続き自ら実施するものは除く。)

3. その他

- 主務大臣:新JICA全体の主務大臣は外務大臣。ただし、円借款の財務・会計事項については外務大臣及び財務大臣。
- 役員:現行10名(理事長、副理事長、理事6、監事2)に3名(理事2、監事1)を加えて13名とする。

(了)